

安曇野暮らし支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市及び移住・定住促進に係る事業を実施する団体（以下「関連団体」という）の総合的な連携を図るため、安曇野暮らし支援協議会（以下「協議会という。」）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市及び関連団体が実施する次に掲げる事項について連絡及び調整を行うものとする。

- (1) 移住・定住の情報及び発信に関すること。
- (2) 移住・定住の受入れに関すること。
- (3) 移住・定住者の支援に関すること。
- (4) その他移住・定住に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体に属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 安曇野市商工会
- (2) 一般社団法人安曇野市観光協会
- (3) 公益社団法人長野県宅地建物取引業協会中信支部
- (4) 公益社団法人全日本不動産協会長野県本部
- (5) 公益社団法人長野県建築士会安曇野支部
- (6) あづみ農業協同組合
- (7) 特定非営利活動法人安曇野ふるさとづくり応援団
- (8) 松本公共職業安定所
- (9) 松本地域振興局
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める団体

3 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、市職員の中から臨時の委員を任命することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部移住定住推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。